

コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究要旨

地域生活支援事業等における意思疎通支援には、日常生活用具給付事業や意思疎通支援事業がある。各事業は市町村の判断で拡充が可能である他、その対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が明確化されたが、現状での各地の対応は把握できていない。そこで本研究では全国の基礎自治体に対してこれらの照会を行った。その結果、いずれの事業においても、従来から例示されている従来メニューについては実施率が高いが、拡充策となる新メニューは未だ少なく都市部中心であることが確認できた。そのため、具体的な例示も必要であり、厚生労働省から発出される通知や事務連絡等で積極的に事業として実施を推奨していくことが望まれる。また、人的支援者に関しては養成事業があっても対応できる人材の不足も課題であった。今後、人的支援は不可欠であるが、常時対応は現実的には困難といえる。そのため、人的支援と物的支援の相乗効果を高める工夫が必要となるが、継続的な人的支援を軽減するための物的支援や、物的支援を使いこなすための人的支援の充実を図ることが必要である。

A. 目的

地域生活支援事業等において意思疎通の基本となるコミュニケーション支援施策には、物的支援となる日常生活用具給付事業や、人的支援となる意思疎通支援事業がある。日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の二次施行時より、事業主体である市町村の判断で新しいコミュニケーション機器や、地域の実情に即した適切な品目や基準額等での給付も可能になっている。

また、意思疎通支援事業は、前身のコミュニケーション支援事業では、手話通訳あるいは点訳・音訳を行う者の派遣又は養成のように、対象者が聴覚障害者や視覚障害者に限定されることも多くあった。しかし、平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、地域生活支援事業実施要綱が改正された（平成28年3月30日）。この要綱の中において、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業において、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」がされ、これまで明確になっていなかった聴覚障害

者や視覚障害者以外の障害者も、意思疎通支援事業の対象者であり、各自治体には支援を提供することが求められることになる。しかし、現状では「失語症パートナー」等の先進的な取り組みを行っている場合もあれば、まだ新しい対応がされていない場合も多い。

このような背景のもと、本調査では地域生活支援事業等における日常生活用具給付事業と意思疎通支援事業を中心に、各自治体のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況の照会を行い、従来型の例示されている施策（事業・品目）と、それ以外の施策の実施状況の比較等を行う。そして、「コミュニケーション機器の利用支援方法の提案に関する研究」の1つとして、制度の解釈や適用例に関する先進的事例をまとめることで、人的支援と物的支援をあわせたコミュニケーション機器の利用支援方法の提案を行うことを目的とする。

B. 方法

全国の全ての基礎自治体（1741市町村および東京都特別区）に対して、意思疎通支援に関わる地域生活支援事業（意思疎通支援事業および日常生活用具給付事業等）の実施状況を照会し

た。照会にあたっては、平成 29 年 9 月 20 日付で調査概要・結果の取り扱いに関する説明、回答用紙、返信用封筒（料金受取人払い）を同封して送付した。なお、回答上の便宜を図るために回答用紙はホームページからのダウンロードを可能とした。なお、10 月 30 日を期限としたが、集計中に到着した回答も有効としている。（調査票等は、本分担報告書の付録に添付。）

①意思疎通支援事業等

意思疎通支援事業等に関する質問項目については、「地域生活支援事業等の実施について」（障発 0801002 号：平成 18 年 8 月 1 日、最終改正：平成 29 年 9 月 7 日）を参考に、関連する事業等を選択した。（表 1 参照）

ここで、市町村事業では、具体的な例に加えて、新たな対象者（失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等）についての対応状況や、広域連携、手話通訳者を設置する事業については遠隔手話通訳サービスでの対応等、通知の記載内容を最大限に利用することを想定した。

表 1. 照会する地域生活支援事業等

(1) 市町村地域生活支援事業

[必須事業]
意思疎通支援事業 [事業内容] ・手話通訳者（手話通訳士、手話通訳者を含む）、要約筆記者を派遣する事業 ・手話通訳者を設置する事業 ・点訳、代筆、代読、音訳等による支援事業（意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者との意思疎通を支援） [対象者] 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、 失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等
日常生活用具給付事業
手話奉仕員養成研修事業
[任意事業]
奉仕員養成研修（点訳奉仕員、音訳奉仕員）
複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

(2) 都道府県地域生活支援事業

[必須事業]
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、同・派遣事業 （手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員）
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 （手話通訳者、要約筆記者）
[任意事業]
手話通訳者設置（福祉事務所等）
障害者 IT サポートセンター運営
パソコンボランティア養成・派遣
奉仕員養成研修（手話奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員）

また、都道府県事業についての照会も行っている。これは、市町村において実施している必要性はないが、都道府県が実施している状況を把握しているか（問い合わせに対応できるか）否かの確認する意味も含めている。

②日常生活用具給付事業等

障害者総合支援法に基づく日常生活用具は、「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」（厚生労働省告示 529 号）にて定められ、表 2 の通りである。

表 2. 日常生活用具給付種目一覧

種目名
介護・訓練支援用具
自立生活支援用具
在宅療養等支援用具
情報・意思疎通支援用具
排泄管理支援用具
居宅生活動作補助用具

ここで、情報・意思疎通支援用具は「点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの」とされている。参考資料における例としては、表 3 のようなものが示されている。

表 3. 日常生活用具参考例
(情報・意思疎通支援用具のみ抜粋)

種目名	対象者
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害
点字器	視覚障害
点字タイプライター	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	
視覚障害者用拡大読書器	
盲人用時計	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害
聴覚障害者用情報受信装置	
人工喉頭	喉頭摘出者
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害
点字図書	

※ 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

なお、情報・通信支援用具については、平成13年度から平成18年度に実施された時限措置の「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲して、日常生活用具に追加されたものであるといえる。同事業は「障害者が、障害をもたない者と同様に情報機器を使用するためには、通常の機器のほかに周辺機器やソフト等を追加する必要があることから、これらの機器等の購入に要する費用の一部を助成することにより、障害者の情報バリアフリー化を推進する。」とされていたため、視覚または上肢に重度の障害のある者が、パソコンを使用するのに必要となる機器等が対象で、肢体不自由者に有効な代替入力装置等（入力支援機器等）や、視覚障害者に有効な点字・音声入出力機器等を例示した。（表4参照）

ここで、近年のICT（information and communication technology；情報通信技術）の発展により、専用機器ではなく、タブレットP

Cやスマートフォンにアプリケーションソフト（アプリ）を入れることで、携帯用会話補助装置同等あるいはそれ以上の機能を実現できるものや、種々の障害に有効なアプリも多くある。これらについての対応状況についても状況を照会した。

表 4. 情報・通信支援用具例

種目（品目）名	対象者
代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）	肢体不自由
スクリーンキーボード（オペレートナビなど）のソフト	肢体不自由
音声入力ソフト	肢体不自由
点字キーボード・点字ピンディスプレイ、点字プリンタなどの機器（ハード）	視覚障害
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害
会話補助ソフト（トーキングエイド for Ipad などの「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの）	音声言語（発語）障害
上記の会話補助ソフトをインストールするためのPC（タブレット、スマートフォンを含む）	

C. 結果

送付した1741自治体のうち、850件（48.8%）より回答を得た。ただし、質問毎では未回答の場合もあり、各質問の回答総数が850件ではない。自治体規模別での回答状況は、表5に示す通り。

また、ブロック別での回答状況は、表6に示す通り。なお、都道府県ごとの回答率については、最大：73.2%～最小：28.2%（標準偏差：0.1）であった。

なお、調査項目（調査票）は単純集計結果を記入したものを付録に、詳細な結果の一覧は付表1～8にまとめる。

表 5. 自治体規模別回答状況

	総数	回答数	回答率
指定都市	20	10	50.0%
東京都特別区	23	22	95.7%
市	771	449	58.2%
町	744	369	39.8%
村	183		
合計	1741	850	48.8%

表 6. ブロック別回答状況

	北海道・東北	関東・甲信越	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	合計
指定都市	0	4	3	2	0	1	10
区	-	22	-	-	-	-	22
市	66	135	66	67	50	65	449
町村	122	71	40	32	41	63	369
合計	188	232	109	101	91	129	850

①意思疎通支援事業等

a-1.意思疎通支援事業等（従来メニュー）

「手話通訳者等の養成・派遣」は、指定都市・特別区に関してはいずれも 100%の実施（委託等を含む）であったが、市部では養成：87.4%・派遣：98.4%、町村部では養成 52.8%・派遣：88.4%となっていた。ここには、手話奉仕員の養成を含んで回答している場合もある。（後述の別事業として回答（全体で 34 件（4.0%）は、ここに含まない。）

「要約筆記者等の養成・派遣」は、特別区での養成は 23.8%にとどまる以外は、指定都市・特別区に関してはいずれも 100%の実施（委託等を含む）が、市部では養成：57.1%・派遣：91.6%、町村部では養成 26.3%・派遣：67.8%となっていた。

全体としては、手話通訳より要約筆記の実施割合が低く、派遣割合は養成割合を下回る。

また、自治体規模では都市部＞市部＞町村部の順で実施割合が低く、ブロック別では、北海道・東北、九州・沖縄での割合が低い。

a-2.意思疎通支援事業等（新メニュー）

手話通訳者の設置に替わる「遠隔手話通訳サービス」は指定都市 40.0%、特別区 15.0%、支部 9.6%、町村部 5.6%となっていた。ブロック別では大差なく、中国・四国が 11.0%～九州・沖縄が 6.7%であった。

「盲ろう者向け通訳等の養成・派遣」は、指定都市ではいずれも 100%の実施であるが、都道府県や共同実施としている場合もある。ブロック別では近畿での実施割合が高く（養成：44.4%・派遣：49.0%）、全体としては、養成の

実施割合より派遣の実施割合が高い。

「失語症向け意思疎通支援者の養成・派遣」は全体としては、養成：3.2%・派遣：4.9%とどちらの実施割合もまだ低い。他のメニューとの違いとして、都市部より町村部の実施割合が高く、養成：4.6%・派遣：8.4%となっている。

なお、その他（自由記載）については、b.との重複（自治体により回答の記載箇所が異なる）がみられたため、b.に含めて集計した。

b.意思疎通支援事業以外の事業等

「障害者 IT サポートセンターの運営」や「パソコンボランティアの養成・派遣」については、いずれも全体では 8%台の実施となっており、特別区＞指定都市＞市部＞町村部の順に低くなっている。

ブロック別では、「障害者 IT サポートセンター」は、関東・甲信越、中部の実施割合が高い。また、「パソコンボランティアの養成・派遣」は中国・四国の実施割合が高く、若干異なる。

a/b(共通)-1.その他の事業等（従来メニュー）

その他の内容（自由記載）については、件数も多くないため、類似事業については集計段階でまとめた。また、全体を一括して分類する。

「手話奉仕員の養成・派遣」は、養成：34 件となっているが、従来メニューにおける「手話通訳者等」に含むとして回答していた自治体は、その他として回答していないためここには含まない。

同じ聴覚障害者を対象とする「手話（要約筆記）奉仕員／要約筆記奉仕員」は、養成：4+1 件・派遣：1 件のみ、「パソコン要約筆記者の養成」は、4 件あった。

視覚障害者を対象とするものでは、「点訳奉仕員」（養成：21 件・派遣：3 件）、「点訳・朗読（音訳）奉仕員（養成：13 件・派遣：2 件）、「朗読（音訳）奉仕員（養成：15 件・派遣：1 件）」であり、一部では要綱に基づく奉仕員ではなく員やボランティアの名称を用いている場合もあった。

a/b(共通)-2.その他の事業等（新メニュー）

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援に関連する「重度障害者入院時コミュニケーション支援」は全体で23件の派遣実施はあるが、養成はない。

その他では、「代筆代読奉仕員」（養成：2件・派遣：4件）、「読み書き情報支援員」（養成：2件、派遣：なし）があったが、対象とする障害がどの程度拡大されたのかは確認できなかった。

また、「知的障害者等意思疎通支援者」（養成：なし・派遣：1件）は、自治体の委員会等に当事者に参加を依頼した際に、その理解の補助や発言機会を保障するためとのことであった。

c-1.今後の養成・派遣事業の拡大（例示）

例示した、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」では、養成：39件+19件（詳細未定）・派遣：39件+21件（詳細未定）が検討中とのことであった。

また、「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」では、養成：41件+26件（詳細未定）・派遣：43件+25件（詳細未定）が検討中とのことであった。

両者に共通して、町村部で検討中であるとの割合が高かった。また、ブロック別では、養成については、北海道・東北、九州・沖縄で、派遣については、北海道・東北で高くなっていた。

c-2.今後の養成・派遣事業の拡大（自由記載）

「知的障害者等意思疎通支援者派遣」、「代筆代読者の養成」、「同・派遣」、「失語症向け意思疎通支援者の派遣」、「盲ろう者向け通訳等派遣」、「点訳ボランティアの養成」、「音訳ボランティアの養成」や、具体的でないが今後他の自治体の状況等をふまえるなどして検討していくとされたものは各1件あった。

また、「手話通訳者の養成」、「同・派遣」や「手話奉仕員の養成」、「同・派遣」もいずれも1件であったが、離島や遠隔地などで、都道府県をはじめとする広域対応では対応できないので、基礎自治体での対応を行いたいというものであった。

なお、ここに掲載した以外にも関連する事業

を回答（紹介）した自治体もあったが、普及啓発、広報または自立支援に関わるものなども見られ、それらについては割愛する。

②日常生活用具給付事業等

a.情報・意思疎通支援用具の参考例

具体例で提示した「情報・意思疎通支援用具」の種目参考例にあるもののうち情報・通信支援用具以外15種目については、給付と例示されている点字図書以外の11品目については、98～100%で対応（給付以外に、貸与や個別協議などの少数回答を含む）であった。

「点字図書」は全体で90.5%の給付であった。指定都市・特別区では100.0%であるが、市部で94.1%、町村部で85.3%の対応にとどまっている。ブロック別では、関東・甲信越、中部では平均以上であった。

貸与と例示されている「福祉電話」、「ファックス」は50%前後で対応（貸与又は給付、個別協議）であり、町村部での対応の割合が57%前後と高い。ブロック別では、北海道・東北が最多で、それぞれ57.3%と59.7%である。また「聴覚障害者用通信装置」として給付しているとの回答も多数見られた。

共同利用と例示されている「視覚障害者用ワードプロセッサ」については、35.0%の対応（共同利用、貸与又は給付）であり、町村部での対応の割合が46.0%と高い。ブロック別では、北海道・東北が最多の41.3%である。

b.情報・意思疎通支援用具の参考例以外

多くは、視覚障害や聴覚障害を対象としたものが多くみられた。

視覚障害関連では、例示の「聴覚障害者用情報受信装置」にならったと推測される、「視覚障害者用情報受信装置」（140件）があり、「ICタグレコーダー・物品識別装置」（51件+11件）が続いた。その他には「音声コード読み上げ装置」（11件）なども見られた。

聴覚障害関係では、「人口内耳関連」に集約できるもの（体外機や電池等）（85件）、「聴覚障害者用屋内信号受信装置」（33件）、「助聴器・補聴器関連」（15件）などがみられた。

その他の障害に関するものでは、「電動ページ

めくり機」(上肢障害対象)(10件)が多いものであった。

なお、次項(情報・通信支援用具等)に含むものは事項に含めて集計するとともに、意思疎通支援または準ずるもの以外(自立生活支援用具等)は除外した。また、日常生活用具以外の独自事業としての回答があったものもここに含んで集計した。

c-1.情報・通信支援用具等(例示)

「情報バリアフリー化支援事業」を踏襲するとして例示した5品目については、全体では73～83%の対応(給付、5%程度の個別協議等)であり、自治体規模別では、指定都市や特別区で高く、町村部で低くなっていた。ブロック別では中国・四国でやや高く、北海道・東北でやや低い傾向がみられる。

「携帯用会話補助装置」の代用となる「会話補助ソフト」は全体で51.0%の対応である。自治体規模では、特別区が最も高く71.2%、町村部が最も低く45.3%である。ブロック別では、中国・四国57.0%、関東・甲信越55.0%が平均を超えている。

しかしながら、「それを動作させるためのPC」等については全体で24.8%であった。自治体規模では、町村部が29.8%で最も高く、指定都市は10.0%と最も低い。またブロック別では、北海道・東北が31.1%と高く、ソフトとは異なる結果を示した。

c-2.情報・通信支援用具等(自由記載)

いずれも数件のレベルにとどまるが、既に例示されている機器等を、「想定している障害とは異なる障害に対して対応する例」として

- ・肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「音声入力ソフト」を視覚障害者へ対応
- ・肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「視線入力装置」を音声言語障害者(ALS等の難病と推測)へ対応
- ・音声言語障害者を想定としている「携帯用会話補助装置」を失語症者に対応

という例がみられた。

また、種目例を上げずに、対象者として「失語症」、「知的障害」、「発達障害(書字障害)」、

「発達障害(識字障害)」、「高次脳機能障害」の対象障害のみを提示しての、対応種目(品目)の照会では、特に内容を明記しない「情報・通信支援用具」として失語症で8件、知的障害で5件、発達障害等で4件ずつ、難病で1件が対応となっていた。なお、全体を通して個別協議とする例や、視覚障害や上肢障害に相当すれば対応とするところもあった。

D. 考察

①意思疎通支援事業等

a.手話通訳・要約筆記

手話通訳や要約筆記者等の養成・派遣とも、町村部等で実施割合が低くなっていること、養成に比べて派遣の割合が低いことから、都市部ではそれなりの人材の確保ができるが、地方部ではその確保が困難であると考えられる。

遠隔手話通訳サービスについて指定都市では実施割合が高く、町村部で低いことは、地方部では手話通訳者そのものの不足も想定されるが、支所等が少ない(全て本庁対応)等の理由で必要性が低い場合があることも考えられる。

また、手話通訳より要約筆記の方での実施割合が低いことは、人材の確保の問題もあるが、負担が大きい支援方法であるということもできる。「パソコン要約筆記者」の養成例があるのは新しい方式の要約筆記を取り入れ、人材確保を検討しているものといえるがまだ十分ではない。

b. 失語症向け意思疎通支援

「失語症向け意思疎通支援者の派遣」は、手話通訳や要約筆記と傾向が異なり、町村部の実施割合が高くなっていた。これは失語症の原因の1つである脳血管疾患を発症しやすい高齢者の割合が高いことが関連しているといえる。このような町村部では、手話通訳等の人材も不足していることから、ニーズはあっても対応が困難になることが想像できる。そのため、養成カリキュラムの確立も必要である。

c. 難病患者との意思疎通支援

この事業は、「意思疎通を図ることに支障がある障害者等の入院中における意思疎通支援事業(地域生活支援事業)の取扱いについて」(平成

28年6月28日 障企発0628第1号、障害保健福祉部企画課長通知)に基づき、入院中においても入院先医療機関と調整の上で、当該患者との意思疎通支援に精通したヘルパーを派遣できる制度である。

そのため、不特定多数の利用者を想定する養成はなく、必要に応じての派遣のみの実施となっているといえる。しかし、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」の養成:39件+19件(詳細未定)・派遣:39件+21件(詳細未定)が検討中であったことを考えると、特定の患者との意思疎通支援に精通したヘルパーの派遣だけでなく、口文字等の習得を含めて、介護・看護従事者に対しても、多様なコミュニケーションスキルの獲得の指導が必要である。

しかしながら、人的支援にも限界があることは手話通訳や要約筆記の回答からも明らかであり、逐次的な支援ではなく、自律的に意思疎通が可能となる意思伝達装置の利用も検討しなければならない。ここで「意思伝達装置の調整・指導者の養成・派遣」についても検討する必要があり、検討中とした回答が養成:41件+26件(詳細未定)、派遣:43件+25件(詳細未定)と、「口文字等の読み取りを行う支援者の養成・派遣」より若干多かったことから、その拡大に期待したい。

d. 発達障害・その他との意思疎通支援

これらについては、十分な回答が得られなかったが、代筆代読や、読み書き情報のような内容は視覚障害のみならず、読みが困難である発達障害(識字障害)、書きが困難である肢体不自由、発達障害(書字障害)などの活動制限にも適用できるもといえる。

また、知的障害者等意思疎通支援者は、自治体の委員会に知的障害者の参加を求める際に支援を行うものであるとされていたことから、行政側における合理的配慮といえる。

十分に検討されていない背景としては、まだ新しい対象者であるため検討が開始されないこともあるといえるが、要綱の中では対象であるとされながらも具体的な内容が例示されていないことが要因の1つと考えられる。

②日常生活用具給付事業等

a. 旧制度からの移行品目への対応

情報・意思疎通支援用具の参考例や情報・通信支援用具のうち、旧制度(障害者自立支援法施行前)の日常生活用具や情報バリアフリー化支援事業で具体的に品目が示されていたものについては、引き続き給付されている割合が高い。しかし、貸与や共同利用に関しては、低くなる。(給付対応としている場合も多い。)

このことから、具体的な対応が明示されてきたものは新たな解釈がなくとも対応されているといえる。これは、意思疎通支援事業における手話通訳や要約筆記の養成・派遣と同様の傾向といえる。

b. 新しい品目への対応

情報・通信支援用具のみならず、ICレコーダーやテレビ電話(カメラ付携帯電話を含む)など、従来の品目に置き換わる可能性があるものやより効果的なものの利用が可能な場合がある。しかしながら、従来の品目に縛られていると対応できないこと、新たに品目を自治体毎に定めても再変更が必要になることが容易に想像できる。「聴覚障害者用通信装置」にファックスやテレビ電話を、「聴覚障害者用情報受信装置」に文字放送・地デジを含むなどの包括的な品目(小種目)が有効な対応例である。同様に「視覚障害者用通信装置」や「視覚障害者用情報受信装置」の例があったような、品目を整理するとともに、小種目に含まれる品目については機能面からの説明を加えた例示が必要なるといえる。

c. 発達障害・その他への対応

肢体不自由(上肢障害)者を想定としている「音声入力ソフト」を入力操作が困難な視覚障害者へ対応した例があったように、視覚障害により文字を読むことができずに音声読み上げを行う機器は、発達障害(識字障害)のため読むことが困難な場合にも有効である。

これはある種の障害に対応する機器は、その障害に起因する活動困難に対して、機能を代替するものと説明できる。そのため、原因となる障害が異なっても、同じ活動が困難であれば有効に対応できる方法であると考えられる。

③対応状況の自治体差

今回の調査結果は、自治体規模別での比較と、ブロック別での比較を行った。ブロック別では、北海道・東北で町村部の割合が高く、関東・甲信越では町村部の割合が低いといった差があることから、自治体規模に応じた差をブロックでも見られた。

全体的にみれば、町村部は既存事業である従来メニューは実施しているが、新メニューはあまり実施していないことが多い。これは、対応できる体制（人的資源、財政等）の影響もあると考えられるが、具体的な例示や要綱等の参考資料がなければ判断に困惑していることが考えられる。

しかし、「失語症向け意思疎通支援者の養成・派遣」のように実際に高齢化率に対応して患者割合が高くなる疾患については、町村部が先行して実施・検討している例もみられた。

E. 結論

意思疎通支援事業等（人的支援関係）は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚の各障害に加えて、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が対象になった。しかしながら、視覚、聴覚等の従来からの対象者に関するものが多い。新規対象については、まだ実施されている事業はごくわずかであった。事業の充実のためには、具体的な例示も必要であり、厚生労働省から発出される通知や事務連絡等で積極的に事業として実施を推奨していくことが望まれる。

人材養成については、町村部では人口減少や高齢からの人材不足対応も課題となり、都道府県を中心とした広域支援や、人材育成カリキュラムが必要であるほか、離島や遠隔地では全般に支援者が不足することから、遠隔手話通訳サービスのようなICTを活用した支援事業の汎用化や普及も望まれる。

日常生活用具給付事業等（物的支援関係）は、従来メニュー（旧法制度からの継続）以外にはあまり広がっていない。障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の事業に移行して、新たな

品目や多様な障害への対応は、事業の実施主体である基礎自治体判断で対応できることになっているが、十分な実績が確認できなかった。

そのため、技術革新に合わせて対応できる包括的種目が望ましいほか、対象となる障害については具体的な障害名ではなく、活動困難も含めた障害等のような規定を行うことで、社会状況の変化にも対応しやすいといえる。その反面、情報・通信支援用具のような内容では、具体的なイメージがわかりにくいこともあり、種目、小種目（品目例）を階層的に提示するデータベースが有効と考えられ、本研究分担課題のもう1つのサブテーマである「補装具費支給制度における借受け等のための基礎的データベースの構築に関する研究」で試行的に構築した。

加えて、物的給付に加えて人的支援が必要となる、重度の障害者や難病患者（筋萎縮性側索硬化症）等には、人的支援は不可欠であるが、常時対応は現実的には困難といえる。そのため、人的支援と物的支援の相乗効果を高める工夫が必要となるが、継続的な人的支援を軽減するための物的支援や、物的支援を使いこなすための人的支援の充実を図ることが必要である。

F. 健康危険情報

記載すべきものなし。

G. 研究発表

記載すべきものなし。

H. 知的所有権の出願・登録状況

記載すべきものなし。

（※本研究に関しては、申告すべきCOI（利益相反）状態はない。）

平成29年9月20日

市 町 村
各 障害福祉主管課長 各位
東京都特別区

「意思疎通が困難な者に対する情報保障の
効果的な支援手法に関する研究」班
研究分担者 井 村 保
(中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授)

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（依頼）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働科学研究費障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法に関する研究」（研究代表者・橘とも子（国立保健医療科学院）の一部として、研究分担者・井村保（中部学院大学）が、意思疎通支援に関する施策実施の現状と課題等を明らかにすることで、今後の政策提案を行うための基礎資料とすることを目的に、別紙の調査を実施することといたしました。

業務ご多忙のところ、まことに恐縮ではありますが、より良い施策提言のために、何卒ご協力を賜りたく、お願いいたします。

謹白

(同封資料)

1. 地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（調査概要） ※本紙裏面
2. 地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（回答用紙）
3. 返信用封筒

(問い合わせ・アンケート返送先：調査責任者)

中部学院大学 看護リハビリテーション学部 理学療法学科

教授 井村 保

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地

電話：0575-24-2211（代表）、FAX：0575-24-9334（研究室直通）

E-mail：t-imura@umin.ac.jp

※離席の場合も多いので、電話対応が困難なことが予想されますが、ご了承下さい。

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（調査概要）

地域生活支援事業等において意思疎通の基本となるコミュニケーション支援施策には、物的支援となる日常生活用具給付事業や、人的支援となる意思疎通支援事業があります。

日常生活用具給付事業は、平成18年10月の障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の2次施行時より、市町村の判断で新しいコミュニケーション機器や、地域の実情に即した適切な種目や基準額等の給付も可能になっています。

また、意思疎通支援事業は、前身のコミュニケーション支援事業では、手話通訳あるいは点訳・音訳を行う者の派遣又は養成のように、対象者が聴覚障害者や視覚障害者に限定されることも多くありました。しかし、平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、地域生活支援事業実施要綱が改正されました（平成28年3月30日）。この要綱の中において、市町村地域生活支援事業の必須事業としての意思疎通支援事業において、「失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、重度の身体障害のある者が、意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象であることが明確化」がされました。これは、これまで明確になっていなかった聴覚障害者や視覚障害者以外の障害者も、意思疎通支援事業の対象者であり、各自治体には支援を提供することが求められることとなります。

しかし、現状では「失語症パートナー」等の先進的な取り組みを行っている場合もあれば、まだ新しい対応がされていない場合も多いと思います。このような背景のもと、本調査では地域生活支援事業等における日常生活用具給付事業と意思疎通支援事業を中心に、各自治体のコミュニケーション支援に関する施策の実施状況の照会を行います。得られた結果は、「意思疎通が困難な者に対する情報保障の効果的な支援手法」として政策提言を行うとともに、研究報告書での報告、関連学会等での発表のほか、ホームページでの公開により、自治体関係者および種々の障害により意思疎通が困難な人々を含む多くの人々に還元できるようにする予定です。公開にあたっては、先進的な事例につきましては、各自治体名を含めて公開する場合がありますが、基本的には個々の基礎自治体名を含まない統計的データでの公開を原則とします。

○調査対象

市区町村の障害福祉主管課、地域生活支援事業事務担当者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○調査票のご返送方法

調査にご協力いただける場合は、別紙の回答用紙に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

なお、電子データ（<http://imulabo.rakusaba.jp/file/29-com.docx> で Word ファイルをダウンロードできます）にご記入の場合は、電子メールでご返送いただいても構いません。

○ご返送の期限

平成29年10月30日（月）とさせていただきます（遅れる場合は、ご一報いただけると幸いです）

地域生活支援事業等での意思疎通の支援施策に関する調査（回答用紙）

※単純集計結果を記入

自治体名：（ ）都・道・府・県（ ）郡
 （ ）市・区・町・村 ※自治体コード（ ）

● 回答者について
 （再確認等の照会をさせていただく場合がありますので、問題のない範囲にてお答え下さい。）
 氏名（ ）
 役職（ ） 職種（ ）
 電話番号（ ） FAX番号（ ）
 メールアドレス（ ）
 再確認への対応 可 ・ 否

I. 意思疎通支援事業等（人的支援）関係

問1. 以下の意思疎通支援事業について、実施状況を実績に関わらず、要綱等の制定状況でご回答ください。（実施状況は、項目毎に該当するものも1つ選択してください。）

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
手話通訳者等の養成	77	264	109	114	9	214	（併用：46） その他：2
同 派遣	261	432	20	21	1	45	（併用：41） その他：2
遠隔手話通訳サービス	27	24	1	13	22	697	（併用：1） その他：1
要約筆記者等の養成	23	117	27	175	7	452	（併用：15） その他：3
同 派遣	198	405	13	29	7	141	（併用：23） その他：1
失語症者向け意思疎通支援者の養成	4	6	1	15	8	765	（併用：0） その他：2
同 派遣	9	20	1	7	9	720	（併用：1） その他：1
盲ろう者向け通訳等の養成	2	20	11	154	3	615	（併用：5） その他：2
同 派遣	13	48	11	128	6	565	（併用：6） その他：2
その他の意思疎通支援者 （ ）の養成							
同 派遣							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問2. 意思疎通支援事業以外の意思疎通支援に関連する事業について、実施状況を実績に関わらず、要綱等の制定状況でご回答ください。(実施状況は、項目毎に該当するものも1つ選択してください。)

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
障害者ITサポートセンター	0	6	0	64	2	743	(併用: 0) その他:1
パソコンボランティア養成	2	6	0	58	3	744	(併用: 0) その他:4
同 派遣	1	3	0	45	2	699	(併用: 0) その他:5
その他()							
その他()							
その他()							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問3. 意思疎通支援者の養成・派遣に関する事業の対象の拡大が明記されましたが、今後、事業の拡充を考えたとき、どのような内容が考えられますか。

(具体的な検討段階は◎、検討が必要と考えるものは○を記入してください。)

	直轄で実施 市町村単独の	委託して実施 関連団体等に	共同実施 他市町村と	実施 都道府県で	検討中 詳細未定で	未実施	その他 ※具体的にご記入下さい
口文字等の読み取りを行う支援者の養成	3	9	7	20	19	720	(併用: 0) その他:2
同 派遣	3	16	3	16	21	651	(併用: 1) その他:1
意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成	5	8	6	22	26	713	(併用: 0) その他:4
同 派遣	3	14	3	22	25	642	(併用: 1) その他:2
その他の意思疎通支援者()の養成							
同 派遣							
その他の意思疎通支援者()の養成							
同 派遣							

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

II. 日常生活用具給付事業（補装具を除く物的支援）関係

以下の各問・項目について、対応状況を実績に関わらず、申請があった場合の判断でご回答ください。

問4. 「情報・意思疎通支援用具」の対応状況について

(1) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例の対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害	給付 815・(貸1)・不可 14
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	【問5で個別に確認します】
点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害	給付 827・(貸1, 共1)・不可 8
点字器	視覚障害	給付 822・(貸1)・不可 11
点字タイプライター		給付 830・(貸1)・不可 7
視覚障害者用ポータブルレコーダー		給付 832・(貸1)・不可 6
視覚障害者用活字文書読上げ装置		給付 829・(貸1)・不可 8
視覚障害者用拡大読書器		給付 831・(貸1, 共1)・不可 5
盲人用時計		給付 835・(貸4)・不可 4
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害	給付 829・(貸2)・不可 7
聴覚障害者用情報受信装置		給付 831・(貸2)・不可 4
人工喉頭	喉頭摘出者	給付 820・()・不可 16
福祉電話 (貸与)	聴覚障害又は外出困難	(給付 34)・貸与 357・不可 421
ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話では意思疎通困難	(給付 139)・貸与 284・不可 399
視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害	(給付 31)・貸与 35・ 共同利用 211・不可 527
点字図書		給付 750・(貸1, 共1)・不可 79

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(例示以外で貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入をお願いします。)

(2) 情報・意思疎通支援用具での参考種目例以外の対応状況について (PC・タブレット関連は除く)

種目例	対象者	対応状況(※)
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()
		給付 ・ 他()

※記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

問5. 情報・意思疎通支援用具うち、「情報・通信支援用具」および「PC・タブレットを用いたコミュニケーション支援手段（機器・ソフト）」の具体的な対応状況について

種目例	対象者	対応状況(※)
代替マウス・代替キーボードなどの機器(ハード)	肢体不自由	給付 598・ () ・ 不可 188
スクリーンキーボード(オペレートナビなど)のソフト	肢体不自由	給付 563・ () ・ 不可 220
音声入力ソフト	肢体不自由	給付 577・ () ・ 不可 210
点字キーボード・点字ピンディスプレイ 点字プリンタなどの機器(ハード)	視覚障害	給付 560・ () ・ 不可 217
点訳ソフト・画面読み上げソフト	視覚障害	給付 651・ () ・ 不可 142
会話補助ソフト(トーキングエイド for Ipad などの 「携帯用会話補助装置」同等の機能のもの)	音声言語(発語)障害	給付 375・ () ・ 不可 398
上記の会話補助ソフトをインストールするための PC(タブレット、スマートフォンを含む)		給付 160・ (貸1) ・ 不可 605
	失語症	給付 ・ () ・ 不可
	知的障害	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(書字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	発達障害(識字障害)	給付 ・ () ・ 不可
	高次能機能障害	給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可
		給付 ・ () ・ 不可

※) 対応状況は、種目例毎に、「給付・(その他)・不可」の選択をお願いします。

(貸与や共同利用になるものは、() にその旨のご記入もお願いします。)

種目例が空欄で対象者の記入がある欄は、該当する機器・ソフト等を種目例にご記入を、
種目例・対象者ともに空欄の場合は、全ての項目についてご記入ください。

記入欄が不足の場合は、別紙または欄の追加をお願いします。

ご協力ありがとうございました。

付表1. 意思疎通支援事業等の実施状況

手話通訳者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	1	8	0	0	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	5	15	0	0	2	22	0	0	0	22	100.0%
市	57	180	44	70	38	389	3	52	1	445	87.4%
町村	14	61	65	44	5	189	6	162	1	358	52.8%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

手話通訳者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	21	28	19	21	4	93	1	89	0	183	50.8%
関東・甲信越	23	87	26	33	10	179	3	46	1	229	78.2%
中部	7	36	19	18	10	90	0	18	0	108	83.3%
近畿	11	27	13	13	11	75	4	19	0	98	76.5%
中国・四国	6	33	10	19	7	75	0	15	0	90	83.3%
九州・沖縄	9	53	22	10	4	98	1	27	1	127	77.2%
合計	77	264	109	114	46	610	9	214	2	835	73.1%

手話通訳者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	3	16	0	0	3	22	0	0	0	22	100.0%
市	179	207	6	7	32	431	0	6	1	438	98.4%
町村	75	203	14	14	6	312	1	39	1	353	88.4%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

手話通訳者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	48	101	6	8	5	168	1	14	1	184	91.3%
関東・甲信越	69	125	3	4	13	214	0	7	0	221	96.8%
中部	50	48	1	1	4	104	0	5	0	109	95.4%
近畿	46	38	3	1	9	97	0	1	0	98	99.0%
中国・四国	17	50	5	6	7	85	0	2	0	87	97.7%
九州・沖縄	31	70	2	1	3	107	0	16	1	124	86.3%
合計	261	432	20	21	41	775	1	45	2	823	94.2%

遠隔手話通訳サービス

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	1	1	0	1	1	4	1	5	0	10	40.0%
特別区	2	1	0	0	0	3	1	16	0	20	15.0%
市	21	12	0	7	0	40	19	356	0	415	9.6%
町村	3	10	1	5	0	19	1	320	1	341	5.6%
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

遠隔手話通訳サービス

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	6	7	1	0	0	14	3	157	0	174	8.0%
関東・甲信越	8	3	0	7	0	18	7	184	0	209	8.6%
中部	5	3	0	0	1	9	6	88	0	103	8.7%
近畿	5	3	0	0	0	8	4	86	0	98	8.2%
中国・四国	1	5	0	3	0	9	1	72	0	82	11.0%
九州・沖縄	2	3	0	3	0	8	1	110	1	120	6.7%
合計	27	24	1	13	1	66	22	697	1	786	8.4%

要約筆者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	2	8	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	1	0	4	0	5	0	15	1	21	23.8%
市	17	84	15	122	12	250	3	184	1	438	57.1%
町村	4	24	12	49	3	92	4	253	1	350	26.3%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

要約筆者等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	9	11	9	24	0	53	1	130	0	184	28.8%
関東・甲信越	4	39	5	52	3	103	3	114	1	221	46.6%
中部	4	8	1	30	1	44	0	63	0	107	41.1%
近畿	3	15	8	25	6	57	2	39	0	98	58.2%
中国・四国	1	22	3	25	4	55	0	31	0	86	64.0%
九州・沖縄	2	22	1	19	1	45	1	75	2	123	36.6%
合計	23	117	27	175	15	357	7	452	3	819	43.6%

要約筆者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	4	6	0	0	0	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	20	0	1	0	21	0	0	0	21	100.0%
市	144	217	6	15	19	401	3	34	0	438	91.6%
町村	50	162	7	13	4	236	4	107	1	348	67.8%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

要約筆者等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	36	71	3	6	2	118	1	61	0	180	65.6%
関東・甲信越	51	136	1	10	4	202	1	18	0	221	91.4%
中部	40	47	0	2	2	91	4	14	0	109	83.5%
近畿	38	43	3	1	6	91	0	7	0	98	92.9%
中国・四国	15	49	5	5	8	82	0	6	0	88	93.2%
九州・沖縄	18	59	1	5	1	84	1	35	1	121	69.4%
合計	198	405	13	29	23	668	7	141	1	817	81.8%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	1	1	0	0	0	2	0	17	0	19	10.5%
市	1	3	0	4	0	8	7	407	1	423	1.9%
町村	2	2	1	11	0	16	1	332	1	350	4.6%
合計	4	6	1	15	0	26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	1	1	2		5	2	174	0	181	2.8%
関東・甲信越	2	3	0	4		9	3	204	1	217	4.1%
中部	0	1	0	5		6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	0	0	3		3	2	91	0	96	3.1%
中国・四国	1	0	0	0		1	1	82	0	84	1.2%
九州・沖縄	0	1	0	1		2	0	117	1	120	1.7%
合計	4	6	1	15		26	8	765	2	801	3.2%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	0	0	19	0	19	0.0%
市	3	6	0	1	0	10	7	391	0	408	2.5%
町村	6	14	1	6	1	28	2	301	1	332	8.4%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

失語症者向け意思疎通支援者の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	4	9	1	2	0	16	3	155	0	174	9.2%
関東・甲信越	4	4	0	3	0	11	3	189	0	203	5.4%
中部	0	1	0	0	0	1	0	103	0	104	1.0%
近畿	0	1	0	1	1	3	2	87	0	92	3.3%
中国・四国	1	1	0	0	0	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	0	4	0	1	0	5	0	109	1	115	4.3%
合計	9	20	1	7	1	38	9	720	1	768	4.9%

盲ろう者向け通訳等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	0	0	4	0	4	0	17	0	21	19.0%
市	0	13	8	115	4	140	2	286	1	429	32.6%
町村	2	3	0	33	0	38	1	312	1	352	10.8%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の養成

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	1	3	0	23	0	27	2	153	0	182	14.8%
関東・甲信越	0	3	6	42	1	52	0	166	1	219	23.7%
中部	0	2	1	20	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	0	3	4	36	1	44	1	54	0	99	44.4%
中国・四国	0	3	0	18	1	22	0	61	0	83	26.5%
九州・沖縄	1	6	0	15	1	23	0	98	1	122	18.9%
合計	2	20	11	154	5	192	3	615	2	812	23.6%

盲ろう者向け通訳等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	4	3	2	1	10	0	0	0	10	100.0%
特別区	0	2	0	3	0	5	0	14	0	19	26.3%
市	7	24	7	94	4	136	3	275	1	415	32.8%
町村	6	18	1	29	1	55	3	276	1	335	16.4%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

盲ろう者向け通訳等の派遣

	単独	委託	共同	都道府県	(併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	2	10	1	20	1	34	4	137	0	175	19.4%
関東・甲信越	5	9	5	35	0	54	1	148	1	204	26.5%
中部	1	6	1	15	1	24	0	83	0	107	22.4%
近畿	2	11	4	27	3	47	1	48	0	96	49.0%
中国・四国	0	3	0	18	0	21	0	59	0	80	26.3%
九州・沖縄	3	9	0	13	1	26	0	90	1	117	22.2%
合計	13	48	11	128	6	206	6	565	2	779	26.4%

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	2		0	2	0	7	0	9	22.2%
特別区	0	0		5	5	0	15	0	20	25.0%
市	0	2		41	43	2	383	0	428	10.0%
町村	0	2		18	20	0	338	1	359	5.6%
合計	0	6		64	70	2	743	1	816	8.6%

障害者ITサポートセンター

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北		1		10	11	1	171	0	183	6.0%
関東・甲信越		2		29	31	1	188	0	220	14.1%
中部		2		11	13	0	91	0	104	12.5%
近畿		1		4	5	0	94	0	99	5.1%
中国・四国		0		5	5	0	80	0	85	5.9%
九州・沖縄		0		5	5	0	119	1	125	4.0%
合計		6		64	70	2	743	1	816	8.6%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	1		0	1	0	8	0	9	11.1%
特別区	0	1		2	3	0	16	0	19	15.8%
市	2	3		36	41	3	384	2	430	9.5%
町村	0	1		20	21	0	336	2	359	5.8%
合計	2	6		58	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア養成

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	1		12	13	2	166	2	183	7.1%
関東・甲信越	1	3		17	21	0	198	1	220	9.5%
中部	0	2		4	6	1	98	0	105	5.7%
近畿	0	0		7	7	0	91	0	98	7.1%
中国・四国	0	0		11	11	0	75	0	86	12.8%
九州・沖縄	1	0		7	8	0	116	1	125	6.4%
合計	2	6		58	66	3	744	4	817	8.1%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0		0	0	0	9	0	9	0.0%
特別区	1	0		0	1	0	16	0	17	5.9%
市	0	2		31	33	2	359	3	397	8.3%
町村	0	1		14	15	0	315	2	332	4.5%
合計	1	3		45	49	2	699	5	755	6.5%

パソコンボランティア派遣

	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	2		7	9	2	157	2	170	5.3%
関東・甲信越	1	0		12	13	0	184	2	199	6.5%
中部	0	1		4	5	0	94	0	99	5.1%
近畿	0	0		6	6	0	87	0	93	6.5%
中国・四国	0	0		12	12	0	69	0	81	14.8%
九州・沖縄	0	0		4	4	0	108	1	113	3.5%
合計	1	3		45	49	2	699	5	755	6.5%

付表2. 意思疎通支援事業等の実施状況(主な自由記述)

	養成	派遣	
手話奉仕員	34	9	(提示項目の「手話通訳等」での回答も多数あり)
手話(要約筆記)奉仕員	1	0	1市
要約筆記奉仕員	4	1	養成・派遣の両方実施は1町、養成のみ2市
パソコン要約筆記	4	0	4市
点訳奉仕員	21	3	養成・派遣の両方実施は2市1町、養成のみ18市
点訳・朗読(音訳)奉仕員	13	2	10市3町で養成(依頼があれば派遣検討、録音物を送付が各1市)
朗読(音訳)奉仕員・ボランティア	15	1	養成・派遣の両方実施は1市1、養成のみ13市
入院時コミュニケーション支援	0	23	1指定都市、19市、3町
代筆代読奉仕員(員、サポート)	2	4	養成・派遣の両方実施は1市、養成のみ1市、派遣のみ3市
読み書き情報支援者	2	0	2市(うち、1市は職員と市民(一定条件あり)対象に実施)
知的障害者等意思疎通支援者	0	1	1市(派遣のみの事業)

付表3. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況

口文字等の読み取りを行う支援者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	16	1	18	5.6%
市	2	2	1	12	17	8	387	0	412	4.1%
町村	0	7	6	8	21	11	309	1	342	6.1%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

口文字等の読み取りを行う支援者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	5	1	6	12	1	160	0	173	6.9%
関東・甲信越	1	1	2	4	8	12	191	1	212	3.8%
中部	0	0	3	3	6	0	97	0	103	5.8%
近畿	0	1	0	2	3	4	86	0	93	3.2%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	78	0	81	2.5%
九州・沖縄	2	2	1	3	8	1	108	1	118	6.8%
合計	3	9	7	20	39	19	720	2	780	5.0%

口文字等の読み取りを行う支援者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	1	0	0	0	1	0	13	0	14	7.1%
市	1	1	1	9	13	9	354	0	376	3.5%
町村	1	15	2	7	25	12	276	1	314	8.0%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

口文字等の読み取りを行う支援者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	11	0	6	17	3	141	0	161	10.6%
関東・甲信越	1	1	1	4	7	12	169	0	188	3.7%
中部	0	1	2	1	5	0	91	0	96	5.2%
近畿	1	1	0	0	2	4	78	0	84	2.4%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	74	0	77	2.6%
九州・沖縄	1	2	0	3	6	1	98	1	106	5.7%
合計	3	16	3	16	39	21	651	1	712	5.5%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	1	18	0	19	0.0%
市	3	1	1	13	18	13	380	3	414	4.3%
町村	2	7	5	9	23	12	307	1	343	6.7%
合計	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の養成										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	5	1	8	14	1	159	1	175	8.0%
関東・甲信越	0	0	2	5	7	16	189	1	213	3.3%
中部	0	0	2	3	5	1	97	0	103	4.9%
近畿	1	2	0	1	4	5	84	0	93	4.3%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	77	0	80	2.5%
九州・沖縄	4	1	1	3	9	2	107	2	120	7.5%
合計	5	8	6	22	41	26	713	4	784	5.2%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0.0%
特別区	0	0	0	0	0	0	14	0	14	0.0%
市	1	1	1	12	16	11	348	1	376	4.3%
町村	2	13	2	10	27	14	272	1	314	8.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

意思伝達装置等の機器の調整・指導者の派遣										
	単独	委託	共同	都道府県 (併用)	実施計	検討中	未実施	その他	【総計】	【実施率】
北海道・東北	0	10	0	11	21	3	138	1	163	12.9%
関東・甲信越	0	1	1	4	6	14	167	0	187	3.2%
中部	0	0	2	1	4	1	91	0	96	4.2%
近畿	1	2	0	1	4	4	75	0	83	4.8%
中国・四国	0	0	0	2	2	1	73	0	76	2.6%
九州・沖縄	2	1	0	3	6	2	98	1	107	5.6%
合計	3	14	3	22	43	25	642	2	712	6.0%

付表4. 意思疎通支援事業等の拡大検討状況(主な自由記述)

	養成	派遣	
知的障害者の意思疎通を支援する介助者	0	1	1区
盲ろう者向け通訳	0	1	1市が委託実施を検討中
失語症者向け支援者	0	1	1市が詳細未定で検討中
代筆代読支援者	1	1	1市が詳細未定で検討中
手話通訳者	2	1	1町が養成・派遣の委託実施を検討中、1町が他の市町との共同養成を検討中
手話奉仕員	1	0	1市が委託実施を検討中
点訳ボランティア、音訳ボランティア	1	0	1区が社会福祉協議会で実施と回答

付表5. 情報・意思疎通支援用具等の対応状況

携帯用会話補助装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	440	0		0	440	5	445	98.9%
町村	343	1		3	347	9	356	97.5%
合計	815	1		3	819	14	833	98.3%

携帯用会話補助装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		0	184	3	187	98.4%
関東・甲信越	224	0		2	226	3	229	98.7%
中部	102	0		0	102	3	105	97.1%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	87	0		1	88	2	90	97.8%
九州・沖縄	117	1		0	118	3	121	97.5%
合計	815	1		3	819	14	833	98.3%

点字ディスプレイ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0	0	0	22	0	22	100.0%
市	445	0	1	0	446	1	447	99.8%
町村	350	1	0	3	354	7	361	98.1%
合計	827	1	1	3	832	8	840	99.0%

点字ディスプレイ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0	0	0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0	0	2	228	1	229	99.6%
中部	108	0	0	0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0	0	0	101	0	101	100.0%
中国・四国	88	0	0	1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	117	1	1	0	119	5	124	96.0%
合計	827	1	1	3	832	8	840	99.0%

点字器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	443	0		0	443	3	446	99.3%
町村	347	1		3	351	8	359	97.8%
合計	822	1		3	826	11	837	98.7%

点字器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		0	184	4	188	97.9%
関東・甲信越	224	0		2	226	2	228	99.1%
中部	107	0		0	107	1	108	99.1%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	119	1		0	120	2	122	98.4%
合計	822	1		3	826	11	837	98.7%

点字タイプライター

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	445	0		0	445	2	447	99.6%
町村	353	1		3	357	5	362	98.6%
合計	830	1		3	834	7	841	99.2%

点字タイプライター

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0		2	228	2	230	99.1%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	121	1		0	122	2	124	98.4%
合計	830	1		3	834	7	841	99.2%

視覚障害者用ポータブルレコーダー

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	448	0		0	448	0	448	100.0%
町村	352	1		3	356	6	362	98.3%
合計	832	1		3	836	6	842	99.3%

視覚障害者用ポータブルレコーダー

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	226	0		2	228	1	229	99.6%
中部	107	0		0	107	1	108	99.1%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0		1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	122	1		0	123	2	125	98.4%
合計	832	1		3	836	6	842	99.3%

視覚障害者用活字文書読上げ装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	448	0		0	448	0	448	100.0%
町村	349	1		4	354	8	362	97.8%
合計	829	1		4	834	8	842	99.0%

視覚障害者用活字文書読上げ装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	184	0		1	185	3	188	98.4%
関東・甲信越	226	0		2	228	1	229	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0		1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	121	1		0	122	3	125	97.6%
合計	829	1		4	834	8	842	99.0%

視覚障害者用拡大読書器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0	0	0	22	0	22	100.0%
市	447	0	1	0	448	0	448	100.0%
町村	352	1	0	3	356	5	361	98.6%
合計	831	1	1	3	836	5	841	99.4%

視覚障害者用拡大読書器

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0	0	0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	225	0	0	2	227	1	228	99.6%
中部	108	0	0	0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0	0	0	101	0	101	100.0%
中国・四国	89	0	0	1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	121	1	1	0	123	2	125	98.4%
合計	831	1	1	3	836	5	841	99.4%

盲人用時計

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	22			0	22	0	22	100.0%
市	448			0	448	0	448	100.0%
町村	355			3	358	4	362	98.9%
合計	835			3	838	4	842	99.5%

盲人用時計

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187			0	187	1	188	0.99468085
関東・甲信越	227			2	229	1	230	99.6%
中部	108			0	108	0	108	100.0%
近畿	100			0	100	0	100	100.0%
中国・四国	89			1	90	1	91	98.9%
九州・沖縄	124			0	124	1	125	99.2%
合計	835			3	838	4	842	99.5%

聴覚障害者用通信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	445	0		0	445	2	447	99.6%
町村	352	2		3	357	5	362	98.6%
合計	829	2		3	834	7	841	99.2%

聴覚障害者用通信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	186	0		0	186	2	188	98.9%
関東・甲信越	227	0		2	229	1	230	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	100	0		0	100	1	101	99.0%
中国・四国	88	0		1	89	1	90	98.9%
九州・沖縄	120	2		0	122	2	124	98.4%
合計	829	2		3	834	7	841	99.2%

聴覚障害者用情報受信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0		0	10	0	10	100.0%
特別区	22	0		0	22	0	22	100.0%
市	446	0		0	446	0	446	100.0%
町村	353	2		3	358	4	362	98.9%
合計	831	2		3	836	4	840	99.5%

聴覚障害者用情報受信装置

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	187	0		0	187	1	188	99.5%
関東・甲信越	227	0		2	229	1	230	99.6%
中部	108	0		0	108	0	108	100.0%
近畿	101	0		0	101	0	101	100.0%
中国・四国	87	0		1	88	1	89	98.9%
九州・沖縄	121	2		0	123	1	124	99.2%
合計	831	2		3	836	4	840	99.5%

人工喉頭

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	22			0	22	0	22	100.0%
市	437			0	437	7	444	98.4%
町村	351			3	354	9	363	97.5%
合計	820			3	823	16	839	98.1%

人工喉頭

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	185			0	185	3	188	98.4%
関東・甲信越	224			2	226	3	229	98.7%
中部	106			0	106	2	108	98.1%
近畿	100			0	100	1	101	99.0%
中国・四国	86			1	87	1	88	98.9%
九州・沖縄	119			0	119	6	125	95.2%
合計	820			3	823	16	839	98.1%

福祉電話

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	0	5		0	5	5	10	50.0%
特別区	0	7		1	8	11	19	42.1%
市	21	159		4	184	253	437	42.1%
町村	13	186		5	204	152	356	57.3%
合計	34	357		10	401	421	822	48.8%

福祉電話

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	7	99		0	106	79	185	57.3%
関東・甲信越	6	91		6	103	120	223	46.2%
中部	10	40		2	52	55	107	48.6%
近畿	1	37		1	39	57	96	40.6%
中国・四国	3	38		0	41	48	89	46.1%
九州・沖縄	7	52		1	60	62	122	49.2%
合計	34	357		10	401	421	822	48.8%

ファックス

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	2	1		0	3	7	10	30.0%
特別区	9	0		0	9	12	21	42.9%
市	102	111		2	215	227	442	48.6%
町村	26	172		4	202	153	355	56.9%
合計	139	284		6	429	399	828	51.8%

ファックス

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	20	91		0	111	75	186	59.7%
関東・甲信越	46	66		2	114	110	224	50.9%
中部	20	34		1	55	53	108	50.9%
近畿	22	26		1	49	49	98	50.0%
中国・四国	8	28		0	36	53	89	40.4%
九州・沖縄	23	39		2	64	59	123	52.0%
合計	139	284		6	429	399	828	51.8%

視覚障害者用ワードプロセッサ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	0	0	1	0	1	8	9	11.1%
特別区	0	0	2	0	2	18	20	10.0%
市	16	6	94	2	118	310	428	27.6%
町村	15	29	114	5	163	191	354	46.0%
合計	31	35	211	7	284	527	811	35.0%

視覚障害者用ワードプロセッサ

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	5	17	54	0	76	108	184	41.3%
関東・甲信越	9	7	56	2	74	143	217	34.1%
中部	4	1	31	1	37	64	101	36.6%
近畿	3	3	14	2	22	75	97	22.7%
中国・四国	1	1	19	1	22	67	89	24.7%
九州・沖縄	9	6	37	1	53	70	123	43.1%
合計	31	35	211	7	284	527	811	35.0%

点字図書

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10	0	0	0	10	0	10	100.0%
特別区	21	0	1	0	22	0	22	100.0%
市	415	0	0	1	416	26	442	94.1%
町村	304	1	0	3	308	53	361	85.3%
合計	750	1	1	4	756	79	835	90.5%

点字図書

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	164	1	0	0	165	23	188	87.8%
関東・甲信越	212	0	1	3	216	13	229	94.3%
中部	97	0	0	0	97	9	106	91.5%
近畿	88	0	0	0	88	11	99	88.9%
中国・四国	80	0	0	0	80	10	90	88.9%
九州・沖縄	109	0	0	1	110	13	123	89.4%
合計	750	1	1	4	756	79	835	90.5%

※2村は、すべての例示について、(申請があった時に)検討と回答

付表6. 情報・意思疎通支援用具等の対応状況(主な自由記述)

種目例・品目等	対象者		
視覚障害者用情報受信装置	視覚障害者	140自治体	「聴覚障害者用情報受信装置」に倣った設定
ICタグレコーダー	視覚障害者	51自治体	(他に、11自治体で「物品識別装置」があり、重複する内容もあるといえる)
視覚障害者用色彩識別装置	視覚障害者	15自治体	(色覚識別装置・色柄識別装置)
音声コード読み上げ装置・アダプタ	視覚障害者	11自治体	
人工内耳関連	聴覚障害者	85自治体	人工内耳対外装置や人口内耳用電池など複数の回答があり、集約した
聴覚障害者用屋内信号受信装置	聴覚障害者	33自治体	
助長期・補聴器関連	聴覚障害者	15自治体	補聴器用電池や乾燥機も含む
電動ページめくり機	上肢障害者	10自治体	

付表7. 情報・通信支援用具等の対応状況

代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	17			1	18	3	21	85.7%
市	346			19	365	75	440	83.0%
町村	225			19	244	110	354	68.9%
合計	598			39	637	188	825	77.2%

代替マウス・代替キーボードなどの機器（ハード）

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	128			6	134	49	183	73.2%
関東・甲信越	163			19	182	45	227	80.2%
中部	76			6	82	24	106	77.4%
近畿	77			3	80	20	100	80.0%
中国・四国	65			4	69	18	87	79.3%
九州・沖縄	89			1	90	32	122	73.8%
合計	598			39	637	188	825	77.2%

スクリーンキーボード

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	9			0	9	1	10	90.0%
特別区	9			2	11	10	21	52.4%
市	326			19	345	93	438	78.8%
町村	219			17	236	116	352	67.0%
合計	563			38	601	220	821	73.2%

スクリーンキーボード

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	127			6	133	49	182	73.1%
関東・甲信越	137			17	154	70	224	68.8%
中部	74			6	80	26	106	75.5%
近畿	72			3	75	25	100	75.0%
中国・四国	65			5	70	18	88	79.5%
九州・沖縄	88			1	89	32	121	73.6%
合計	563			38	601	220	821	73.2%

音声入力ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	9			2	11	10	21	52.4%
市	331			17	348	91	439	79.3%
町村	227			17	244	109	353	69.1%
合計	577			36	613	210	823	74.5%

音声入力ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	129			6	135	48	183	73.8%
関東・甲信越	141			17	158	67	225	70.2%
中部	76			6	82	24	106	77.4%
近畿	76			1	77	23	100	77.0%
中国・四国	67			5	72	16	88	81.8%
九州・沖縄	88			1	89	32	121	73.6%
合計	577			36	613	210	823	74.5%

点字キーボード等

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	8			0	8	2	10	80.0%
特別区	10			3	13	8	21	61.9%
市	318			22	340	95	435	78.2%
町村	224			17	241	112	353	68.3%
合計	560			42	602	217	819	73.5%

点字キーボード等

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	128			6	134	50	184	72.8%
関東・甲信越	134			21	155	68	223	69.5%
中部	74			6	80	26	106	75.5%
近畿	70			4	74	25	99	74.7%
中国・四国	65			4	69	17	86	80.2%
九州・沖縄	89			1	90	31	121	74.4%
合計	560			42	602	217	819	73.5%

点訳ソフト・画面読み上げソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	10			0	10	0	10	100.0%
特別区	20			1	21	1	22	95.5%
市	384			15	399	41	440	90.7%
町村	237			17	254	100	354	71.8%
合計	651			33	684	142	826	82.8%

点訳ソフト・画面読み上げソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	136			7	143	41	184	77.7%
関東・甲信越	183			12	195	32	227	85.9%
中部	82			6	88	19	107	82.2%
近畿	84			2	86	15	101	85.1%
中国・四国	72			4	76	11	87	87.4%
九州・沖縄	94			2	96	24	120	80.0%
合計	651			33	684	142	826	82.8%

会話補助ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	5			0	5	5	10	50.0%
特別区	15			0	15	6	21	71.4%
市	213			23	236	195	431	54.8%
町村	142			17	159	192	351	45.3%
合計	375			40	415	398	813	51.0%

会話補助ソフト

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	84			7	91	91	182	50.0%
関東・甲信越	110			12	122	100	222	55.0%
中部	45			5	50	56	106	47.2%
近畿	42			7	49	51	100	49.0%
中国・四国	45			4	49	37	86	57.0%
九州・沖縄	49			5	54	63	117	46.2%
合計	375			40	415	398	813	51.0%

会話補助ソフト用PC類

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
指定都市	1	0		0	1	9	10	10.0%
特別区	2	0		1	3	17	20	15.0%
市	71	0		21	92	336	428	21.5%
町村	86	1		16	103	243	346	29.8%
合計	160	1		38	199	605	804	24.8%

会話補助ソフト用PC類

	給付	貸与	共同利用	個別協議等	実施計	不可	【総計】	【実施率】
北海道・東北	50	0		7	57	126	183	31.1%
関東・甲信越	38	0		16	54	167	221	24.4%
中部	21	0		4	25	80	105	23.8%
近畿	12	0		4	16	82	98	16.3%
中国・四国	19	0		4	23	60	83	27.7%
九州・沖縄	20	1		3	24	90	114	21.1%
合計	160	1		38	199	605	804	24.8%

※2村は、すべての例示について、(申請があった時に)検討と回答

付表8. 情報・通信支援用具等の対応状況(主な自由記述)

種目例・品目等	対象者	
(未記入)	失語症	4市、4町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	知的障害	1指定都市、2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	発達障害(書字障害)	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	発達障害(識字障害)	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	高次脳機能障害	2市、2町村 うち1村は、全て個別検討、1市は視覚または上肢の障害があればと回答
(未記入)	難病	1市
携帯用会話補助装置	失語症 (例は音声言語機能障害)	1市、1区、1町
音声入力ソフト	視覚障害 (例は肢体不自由)	1指定都市
「トビーPCEyeGo」	音声言語機能	1市